まちづくり条例の事前相談が必要な行為 (条例第3条関係)

	ス条例の事則相談が必要な行為 土地利用目的	内容
1	建築行為	建築基準法第2条第 13 号に規定する建築行為(新築、増 築、改築、移転)
2	開発行為	都市計画法第4条第 12 項に規定する開発行為(土地の区 画形質の変更)
3	工作物の建設	建築基準法第 88 条第 1 項に規定するもののうち、煙突、 広告塔、擁壁その他これらに類するものを建設する行為
4	道路位置の指定	建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置 の指定に係わる土地
5	土地造成用地	宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第2条第1項第2号、神奈川県風致地区条例(昭和45年神奈川県条例第5号)第2条第1項第2号、首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号)第8条第1項第2号に規定する土地の形質の変更に利用する土地
6	木竹の伐採用地	神奈川県風致地区条例第2条第1項第4号、首都圏近郊緑 地保全法第8条第1項第3号に規定する木竹の伐採
7	墓地墓園用地	墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号)第 2条第4項に規定する墳墓その他これに準じる施設の集 合的な設置のために利用する土地
8	廃棄物処理施設用地	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137号)第2条第1項に規定する廃棄物(以下「廃棄物」 という。)の分別、保管、積替え、再生、処分等を行う施 設のために利用する土地
9	駐車場用地	駐車場法(昭和 32 年法律第 106 号)第2条第1項第2 号に規定する路外駐車場で自動車、原動機付自転車の駐車 のために利用する土地
10	自動車等集積保管場所用地	自動車又は原動機付自転車(廃棄物であるものを含む。) を集積(直接又は架台を用いて積み重ねた状態をいう。) させて保管する場所のために利用する土地
11	建設資機材等保管場所用地	建設資機材、建設廃材、廃棄家庭電化製品、タイヤその他 これらに類するものの保管のために利用する土地
12	土石採取用地	土石の採取のために利用する土地
13	発生土処分場用地	工事その他土地の形状の変更行為に伴って生じる土石(廃 棄物であるものを除く。)の処分のために利用する土地